相続専用定期貯金 つなぐ

大切な想いと一緒に
あなたと輝く未来へ
つなげます

一年もの／年利

0.1%

（税引き後0.079%）

お取扱い期間

令和2年 **4月1日（水）** ▶ **3月31日（水）** 令和3年

ご利用いただける方

相続手続き完了後１年以内に相続により取得した資金を原資としてお預入いただける個人のお客様。
（当JA以外の預貯金、相続により取得した不動産や株券等の換金代金も預入可能です。）

お預入金額

100万円以上（1円単位）で相続により取得した金額の範囲内に限らせていただきます。

スーパー定期貯金

大口定期貯金

JA糸島　金融推進課
糸島市前原東２丁目 7-1
TEL 092-322-2766

JA糸島

詳しくは最寄りのJA糸島各支店窓口までおたずねください。

JA糸島　検索
http://www.ja-itoshima.or.jp/

相続専用
定期貯金

つなぐ

大切な想いと一緒にあなたと
輝く未来へつなげます

ご利用いただける方	相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預入いただける個人のお客様。（当JA以外の預貯金、相続により取得した不動産や株券等の換金代金も預入可能です。）
お取扱い期間	令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水） ※期間中であっても金融情勢の変化により、適用金利などの変更や販売を中止させていただく場合がございます。
お取扱いできる定期貯金	●スーパー定期貯金（自動継続型） ●大口定期貯金（自動継続型）
お預け入れ期間	1年
適用金利	1年　0.1%（税引後0.079%） ※この貯金のお利息には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税がかかります。
お預け入れ金額	100万円以上（1円単位）で相続により取得した金額の範囲内。 （相続により取得した不動産や株式等の換金代金を含みます。なお、すでにお預け入れいただいていた貯金など、相続によらない貯金をお預け入れいただくことはできません。）
ご利用方法	●ご契約時に下記の書類をご提示ください。 〈ご提示いただく書類〉 （1）遺産分割協議書の写し （2）遺産分割協議書を作成されていない場合は、以下の書類をご提示ください。 イ、相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本の写し、遺言書の写し等） ロ、相続手続きが終了した時期が確認できる書類 （相続手続依頼書の写し、被相続預貯金の利息計算書等） ハ、お預け入れ原資が相続により取得したことを確認できる書類 （相続手続依頼書の写し、遺言書の写し等）
満期時のお取扱い	金利上乗せは初回満期日までとなり、初回満期日以降は満期日時点の店頭表示金利（通常金利）により自動継続となります。
中途解約について	満期前に中途解約された場合には、解約時における当JA所定の中途解約率を適用します。
その他	●本商品は1回の相続につき、1店舗での取り扱いとなります。 ●「障害者等の小額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人の方は、「マル優」のお取扱いができます。

※上記の適用金利は預入日から満期日までとなります。　※特別金利については、今後の金利情勢の変化によって見直す場合があります。

JA糸島
本店　金融推進課
住所 ▶ 糸島市前原東2-7-1
電話 ▶ ☎092-322-2766

前原支店 ▶ ☎092-322-2266
加布里支店 ▶ ☎092-322-2950
波多江支店 ▶ ☎092-322-2601
雷山支店 ▶ ☎092-322-3134
怡土支店 ▶ ☎092-323-8211

福吉支店 ▶ ☎092-326-5311
西部支店 ▶ ☎092-325-0231
引津支店 ▶ ☎092-327-2800
志摩支店 ▶ ☎092-327-0215

詳しくは、JA窓口までお気軽におたずねください。
http://www.ja-itoshima.or.jp/